

# 伊佐市農業委員会 6 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 8 月 3 0 日 (火) 午前 8 時 59 分から 11 時 18 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (35 人)  
会 長 15 番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	8 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
2 番委員	9 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
3 番委員	10 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	11 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
5 番委員	12 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
6 番委員	13 番委員	6 番推進委員	16 番推進委員
7 番委員	14 番委員	7 番推進委員	17 番推進委員
		8 番推進委員	18 番推進委員
		9 番推進委員	19 番推進委員
		10 番推進委員	20 番推進委員

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 11 番委員 12 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・編入）申出」の意見決定について  
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について  
議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成28年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
今、農地利用状況調査を行っておられるなか、毎日暑い日が続いていますが、農地利用状況調査も9月までの期間ですので、熱中症等身体に気を付けて調査を行って下さい。

本日の出席は2番・3番委員さんが少し遅れるということですが、15名の出席で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

11番農業委員と12番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまから総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知をお願いします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページから3ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が12件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきましてご説明いたします。7ページの総括表をお開き下さい。期間は3年から6年で、面積は田17,073㎡、畑10,334㎡、合計27,407㎡です。利用権の設定をする者の数10人、設定を受ける者の数8人です。土地の明細につきましては4ページから6ページの整理番号1番から11番の通りです。皆様方のご審議方よろしく願います。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。  
委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。  
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案します。  
整理番号1番について担当推進委員の調査報告を求めます。  
7番推進委員。

7番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号1番について去る8月24日、電話による聞き取り調査を行いましたので、7番推進委員が報告をします。

申請人・受人のFNさんは出水市昭和町に居住され、年齢は59歳です。渡し人のFKさんは愛知県豊田市に居住されており、年齢は68歳です。

申請地は農村グラウンドの下流約1,500m、荒田集落の北側で川内

川との間に位置しており、伊佐市菱刈荒田字早風下4335番1、地目は田で、地積は3,082㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は4,017㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は2.7km、平均時間は40分、現場の確認調査をしたところ、大変よく管理をされておりました。受人の経営意欲はあり、農機具は遠方に居住されている関係で耕起から収穫までの機械による作業につきましては、伊佐市菱刈荒田にお住まいのNKさん72歳に委託をされており、確認をしました。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、住民票、字図が添付されておりました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長 7番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、許可が決定しました。  
  
整理番号2番について担当推進委員の調査報告を求めます。  
16番推進委員。

16番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号2番について去る8月25日に現地調査を行いましたので、私16番推進委員が報告をいたします。

申請人・HFさんは伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉱業所で年齢は78歳です。渡し人・KMさんは伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は永野原で年齢は66歳です。

申請地は伊佐市大口牛尾字豆漬1572番、地目は田、地積は3,289㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は211,097㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmで、大口電子の南側1kmくらいに位置しており、現況はよく管理された水田でありました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 16番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、許可が決定しました。  
  
整理番号3番について、担当推進委員の調査報告を求めます。  
19番推進委員。

19番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番について、去る8月25日申請人の代表取締役・NKさんに立会いをお願いいたしまして、現地調査を行いましたので19番推進委員が報告をいたします。

申請人・株式会社 Yは伊佐市菱刈市山に所在地があり、農業生産法人Y、株式引受人は23名で経営されています。渡し人・USさんは伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は48歳です。

申請地は伊佐市菱刈市山字永山1980番2、伊佐市菱刈市山字馬渡2102番2、2筆で地目は2筆とも田で、地積は2筆の合計6,843㎡で、経営拡大の所有権移転売買であります。

所在地は伊佐市菱刈東市山集会施設から東側に約100mの位置の2102番2の田で、西側に約500mに位置したところが1980番2

の田であります。現在は2筆とも水稻を作付してあります。よく管理された田であります。

受人の(株) Yの経営面積は270, 382㎡で取得可能面積、農業従事者は現在のところ雇用者4名で、農機具等も大型機械を確保され、経営意欲もあります。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、(株) Y・定款、株式引受人名簿、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 19番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号4番・5番については、所有権移転交換ですので一括での担当推進委員の調査報告を求めます。

20番推進委員。

20番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番について、去る8月22日に現地調査を行いましたので20番推進委員が報告いたします。

申請人・YSさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で年齢は61歳です。渡し人・YMさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で、年齢は64歳です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字青木元2850番、外1筆で、地目は田、地積は合計1,034㎡で交換であります。

受人の経営面積は8,448㎡で取得可能面積であります。農業従事

者は2名で通作距離は約300mで、よく管理された田です。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号5番について、去る8月22日に現地調査を行いましたので20番推進委員が報告いたします。

申請人・YMさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で年齢は64歳です。渡し人・YSさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で、年齢は61歳です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字島崎2705-5で、地目は田、地積は1,354㎡で交換であります。

受人の経営面積は25,751㎡で取得可能面積であります。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により両申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 20番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号4番・5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番・5番は許可が決定しました。

議長 整理番号6番について、担当推進委員の調査報告を求めます。  
12番推進委員。

12番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号6番について、去る8月23日に現地調査を行いましたので1

2番推進委員が報告いたします。立会人は父親のKSさんです。  
申請人・KMさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は山田中原です。年齢は52歳。渡し人・KSさんは伊佐市菱刈前目、年齢は83歳です。  
申請地は、伊佐市菱刈川北字井杭原1406番8、外7筆です。地積は田5,012㎡、畑1,986㎡、合計6,998㎡です。  
受人の経営面積は取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、よく管理された水田です。畑はネギと夏野菜でした。  
申請地の場所は、国道268号線の東へ住友山田鉱山方面です。北は農道、南は山林、東は水田及び農道、西側に山林と農道。  
KMさんの経営意欲はあり、農機具は完備されております。  
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図、必要書類が全て添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 12番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。  
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議長 整理番号7番について、担当推進委員の調査報告を求めます。  
8番推進委員。

8番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号7番につきまして、去る8月25日に10時頃より確認し、申請人・Uさんと、行政書士・Oさんと電話確認しましたので、8番推進委員が報告をいたします。

受人・申請人はUYさん、伊佐市大口山野に居住され、自治会は仲町、

年齢は38歳です。渡し人はSAさん、福岡市博多区吉塚に居住され、年齢は76歳です。

申請地は伊佐市大口大田字郡山1713-1、畑で528㎡。申請地は元々Uさんのもと家のところであったということです。SAさんが相続をされ、遠方にて管理できない為、所有権移転贈与です。

申請地は郡山八幡神社の敷地より10mくらいに位置しており、東が住宅地、西は神社、南は住宅であり、地元の方が耕作されよく管理されていました

受人のUさんの経営面積は117,338㎡で取得可能面積であります。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として申請書、全部事項証明書、委任状、字図、それぞれ1部ずつです。以上により委員の皆様の審議をお願いします。報告を終わります。

議 長 8番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

整理番号8番・9番については譲受け人が同一ですので一括での担当推進委員の調査報告を求めます。

9番推進委員。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、  
推 進 委 員 整理番号8番について、去る8月25日現地調査を行いましたので、9番推進委員が報告をいたします。

申請人・MHさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は春村で、年齢は43歳です。渡し人・MTさんは伊佐市大口小木原に居住され、

自治会は春村で、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字十王ノ前203番1、地目は田、地籍は1、716㎡で、贈与であります。

受人の経営面積は現在0㎡ですが、今回、新規就農という事です。農業従事者は1名、通作距離は500mで、よく管理されておりました。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

続きまして、整理番号9番について。

申請人・MHさんは先程と同じであります。渡し人・MSさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は春村で、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字十王ノ前203番2、外2筆、地目は田、地籍は1、743㎡、贈与であります。

他は8番と同じですが、この4筆は基盤整備の時に1枚になった様で、1枚でよく管理されておりました。

以上のような理由により8番・9番については農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひします。報告を終わります。

議 長 9番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号8番・9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。よって整理番号8番・9番は許可が決定しました。

整理番号10番について、担当推進委員の調査報告を求めます。  
18番推進委員。

1 8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、  
推 進 委 員 整理番号10番について、8月27日18番推進委員が調査を行いました

たので報告いたします。

申請人・受人はY Sさん38歳、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は駅前です。Yさんは理容店を経営されております。そして、自分の為の米をつくっているという事です。渡し人のOMさん67歳は始良市加治木町に居住されております。

申請地は伊佐市大口下殿字吹田652番1、653の2筆で、面積合計は1,150㎡です。

受人の経営面積は4,883㎡、受人の世帯の内、農作業に従事する者は2名です。法律関係は所有権移転売買であります。

調査内容として申請地の位置は、スーパーなりざわから北西約700mのところですか。現在の耕作者はOさんが転作田として利用されておりました。受人の理由は規模拡大であり、耕作意欲はあります。農機具は規模が小さいので、リースを利用してするという事で、トラクター・田植え機・コンバインをリースという事です。また機械作業については、委託して実施するという事でした。

Yさんはこだわりの米作りをして、兄弟で米は食べるという事で、農作業等は兄弟も手伝ってしており、大型機械（トラクター・田植え機・コンバイン）以外の作業については、農薬散布・草刈すべて自分たちでされている様でした。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。

議 長 18番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号10番は、許可が決定しました。

整理番号11番について、担当推進委員の調査報告を求めまます。

		5番推進委員。
5番 推進委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号11番について、去る8月28日、現地調査を行いましたので5番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人・YYさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は本町で年齢は72歳です。譲渡し人・KRさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は停車場で、年齢は70歳です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈前目字本町324番、地目は田、地積は2,236㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は13,656㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅より南に約1kmに位置し、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号11番は、許可が決定しました。</p> <p>整理番号12番について、担当推進委員の調査報告を求めます。</p> <p>13番推進委員。</p>
13番 推進委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号12番について、去る8月25日に譲受人のWNさん立合いの</p>

もと、現地調査を行いましたので13番が報告いたします。

申請人で受人のWNさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢上で、年齢は57歳です。譲渡し人のYTさんは、鹿児島市吉野町に居住、年齢は65歳です。

申請地は伊佐市大口大田字鶴田262番1、地目は田、地積は761㎡、所有権移転売買であります。申請地は大口病院より北西に約300mに位置しております。

受人の経営面積は2,936㎡であり、取得可能面積であります。また、経営意欲もあり農機具等も揃っております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、委任状等が添付されていまます。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 13番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございまますので、お諮りしまます。  
整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号12番は、許可が決定しまました。

整理番号13番について、担当推進委員の調査報告を求めまます。  
1番推進委員。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、  
推 進 委 員 整理番号13番について、去る8月23日に1番推進委員が譲受人であるMOさん立合いのもと、現地調査を行いましたので報告をいたしまます。

申請人・MOさんは伊佐市菱刈下手に居住され、自治会は下手仲間で、年齢は65歳です。譲渡人・NTさんは、福岡市東区馬出に居住され、年齢は63歳です。

申請地は伊佐市菱刈下手字古川200番2であり、地目は田であり、

地積は2, 124㎡で、譲渡人の希望による所有権移転売買であります。なお、耕作は現在、譲渡人の長男がしていらっしゃいますが、売買については了解済と聞いております。

受人の経営面積は6, 395㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約400mで、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されておりました。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。以上で報告を終わります。

議 長 1番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号13番は、許可が決定しました。  
  
整理番号14番について、担当推進委員の調査報告を求めます。  
10番推進委員。

10番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号14番について10番推進委員が調査を行いましたので報告いたします。

調査年月日が8月25日午前8時より受人立合いのもと、聞き取り調査をいたしました。

受人は伊佐市菱刈市山にお住まいのTNさんで、自治会は下市山、80歳です。渡し人は伊佐市菱刈市山にお住まいのKKさんで、63歳です。自治会は下市山です。

所在地は伊佐市菱刈重留字薬師原1446、地目は畑、現況は雑種地化しております。面積が1,563㎡、取得後の面積は農事組合法人下市山に利用権設定等がありまして、共済組合の共済加入証明により11,

435㎡となっております。譲渡理由は相手方の要望・規模拡大で法律的には所有権移転売買であります。受人の世帯員、農業従事者数は2名でございます。

調査内容ですが、申請地の位置は田中小学校より北西側1,5kmくらいに位置していきまして、現況は整地されている遊休農地であります。現在は作付けされておられません。現在の耕作者ですが、現在はKKさんが管理している耕作されてない状態ではありますが、瀬戸口製材所の土場として長年利用されていたという事でございます。受人の理由ですが、Tさんは相手方の要望・増反という申請理由であり、耕作意欲はあります。また、農機具は完備されております。なお、本人に確認いたしましたところ、現況を農地(畑)に復元して、今後野菜等を作付したいとの意向でございます。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、農地基本台帳の写し、共済加入証明書の写し、字図等が添付されております。以上で報告を終わりますが、皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 10番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号14番は、許可が決定しました。

整理番号15番・16番については、取下げ申請が提出されました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数16件について、2件の取下げ、14件の許可が決定しました。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・編入）申出の意見決定について。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。13番推進委員。

13番推進委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出の意見決定についての内、整理番号1番について去る8月25日に申請人のHTさん立会いのもと、5番農業委員、6番推進委員、私13番推進委員で現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請人・HTさんは伊佐市大口木ノ氏に居住、年齢は61歳です。

申請地は伊佐市大口木ノ氏字大谷1951番2、外1筆、面積は1,351㎡です。地目は田です。編入目的は、中山間地域等直接支払交付金事業を取り組みたいということです。

申請地は国道267号線、久七トンネルより手前約1000m左側に位置しており、稲を植えてありました。北は田、南は国道、西は山、東はブルーベリーを植えてあります。

編入目的は今後も永久的に農地として利用していく為、農用地区域への編入を行い、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みたいとの事です。用排水路等は問題ありませんでした。

添付書類として農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告をおわります。

議長 13番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号2番について担当推進委員の報告を求めます。8番推進委員。

8 番  
農 業 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出の意見決定についての内、整理番号2番について去る8月25日、13番農業委員、16番推進委員、8番推進委員、事務局のKさん、4名で現地調査しましたので8番推進委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口白木に居住されているHHさんで、年齢は59歳。

申請地の所在地は伊佐市大口木ノ氏字森ノ木1952番12、外3筆で地目は田、地積合計が3,983㎡で現況は良く管理された田であります。周辺は先程の整理番号1番の続きの下の方にあたります。東側・水田、西側は雑種地、南側は水田と果樹、北側は山林で、編入の目的は、今後も永続的に農地として利用していく為に農用地区域への編入を行い、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みたいとの事です。用排水路等はよく整備されていました。

以上のような理由により、編入は妥当であると判断いたしました。添付書類として全部事項証明書、現地写真等が添付されています。調査の結果、この申請は適切であると判断いたしました。委員の皆様のご審議方をよろしく願います。

議 長

8番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号3番について担当推進委員の報告を求めます。6番推進委員。

6番  
推進委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出の意見決定について、整理番号3番について8月25日に、5番農業委員、13番推進委員、6番推進委員が現地調査をしましたので、6番推進委員が報告をいたします。

申請人・KTさん死去の為、HTさんが立会いをされました。所在地は伊佐市大口木ノ氏字森ノ木1952番11、田、1,839㎡、外2筆で、4,850㎡です。

今回の農振編入は、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みの為にされ、申請地は国道267号線、久七トンネルの手前約800mの左側に位置しており稲が植えてありました。申請地の北は田を隔てて山、南は国道、東は田となっております。

編入目的は、今後も永久的に農地として利用していく為、農用地区域への編入を行い、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組むものです。用排水路等は問題ありませんでした。

添付書類として農用地利用計画変更申出書を出されております。3名で協議した結果、適切であると意見が一致いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議 長

6番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号3番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号4番について担当推進委員の報告を求めます。16番推進委員。

1 6 番 推 進 委 員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出の意見決定          についての内、整理番号4番について去る8月25日に13番農業委員、          8番推進委員、16番推進委員の3名で申請人・NTさん立会いのもと、          現地調査を行いましたので、私16番推進委員が報告をいたします。</p> <p>申請人・NTさんは伊佐市大口木ノ氏に居住されています。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口木ノ氏字森ノ木1953番15、外1          1筆で、地目は田、地積は合計6,993㎡で、申請人の自宅のすぐ近          くに位置しており、現況は非常によく管理された水田でありました。周          囲の状況は、北は山林、南側は川を挟んで国道267号線、東側は山林、          西側が自宅であります。</p> <p>編入の目的は、今後も永続的に農地として利用していく為に農用地区          域への編入を行い、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みたいと          の事でありました。水田としては条件のいい方ではありませんが、用排          水路等もよく整備され大切に耕作されている様子が伺えました。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農用地に編入することは問題ない          と判断いたしました。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の          皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。          以上です。</p>
議 長	<p>16番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・          質問はございませんか。</p> <p>（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号4番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手          を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、意見並びに許可が決定しました。</p> <p>整理番号5番について担当推進委員の報告を求めます。19番推進委          員。</p>
1 9 番	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出の意見決定</p>

推進委員 についての内、整理番号5番につきまして去る8月25日、申請人のMKさん立会いのもと、6番農業委員、10番推進委員、私19番推進委員の3名で共同調査を行いましたので、19番推進委員が報告をいたします。

申請人は伊佐市菱刈川北にお住まいのMKさん67歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字井杭原1436、菱刈前目字池田3505番1、3505番3、3505番4の4筆で、地目は4筆とも田で、地積は4筆合計で6,801㎡であります。現在4筆とも水稻を作付してあります。管理された田であります。

申請地の位置は住友金属菱刈鉦山山田鉦より南側に約100mにあります。市道から農道・管理道路も連結しており用排水路も管理されております。農地も残地として考えられ、周囲の状況としては、申請地の北側は山林、南側は山林、東側は田、西側は田であります。

編入目的としましては、今後も永続的に農地として利用していく為に農用地区域への編入を行い、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みたいとの事でした。

添付書類として農用地利用計画変更申請申出書、全部事項証明書、字図等が添付されております。調査の結果、この申請につきましては3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 19番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号5番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号5番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号6番については、取下げ申請が提出されました。

整理番号7番について担当推進委員の報告を求めます。5番推進委

員。

5 番  
推 進 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出の意見決定についての内、整理番号7番について、5番推進委員が調査の結果を報告いたします。去る8月25日に14番農業委員と12番推進委員と私5番推進委員、3名で共同調査を行いました。立会人として申請人でありますHHさんが出席しております。

申請人・HHさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は築地下で年齢は59歳であります。

今回は用途区分変更目的で牛舎及び堆肥舎にするものであります。

申請地は伊佐市菱刈川北字池之上3963番で地目は田、地積は3,037㎡。申請人・HHさんは農用地利用計画変更申出書を提出・申請したから許可がおりたものと思い、シラス置場にしてあり、事前着工に該当するため、基本的には元の農地に戻しての申請・許可である事を申請人・HHさんに伝え、今後このような事がないよう嚴重注意・指導をいたしました。申請人・HHさんも十分反省されておりました。

申請地は菱刈中学校より南西に1km程のところに位置しており、東は牛舎、西は道路、南は田、北は田であります。用排水関係は申請地の東と西に確保されている為、間違いないと思います。

申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更という事で、外周部に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむをえないと思われま。

添付書類として全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、平面図、修正図、現地写真、字図、始末書等が添付されております。

以上のような理由により3名の調査員の意見において、用途区分変更はやむをえないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして、以上で私の報告を終わります。

議 長

5番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号7番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号7番は、意見並びに許可が決定しました。

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・編入）  
申出の意見決定について、申請件数7件について、1件の取下げ、意見  
の決定6件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決  
定並びに許可について。

整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。

18番推進委員。

1 8 番  
推 進 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決  
定並びに許可についてのうち、整理番号1番につきまして、去る8月2  
5日に渡し人・FMさんの立会いのもと、2番推進委員、3番農業委員、  
私18番推進委員の3名で共同調査をしましたので18番推進委員が報  
告をいたします。

譲受人は熊本市南区良町にお住まいのNYさんです。渡し人は伊佐市  
大口宮人にお住まいのFMさんで、自治会は下ノ木場です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転  
用目的はソーラー施設の管理棟及び駐車場・トラック3台分及び通路で  
す。

申請地は伊佐市大口宮人字新開原979番10、地目は畑、地積65  
㎡です。新曾木大橋入口交差点から農面道を羽月西小学校方向へ約50  
0m行った右側です。北側・ソーラー施設、東側・畑、南側・農面道路、  
西側・ソーラー施設であり、周囲に与える影響はありません。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除  
計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書が添付され  
ています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で  
あると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。  
以上で報告を終わります。

議 長

18番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問  
はございませんか。

議

長

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号2番・3番については、取下げ申請が提出されました。

整理番号4番について、担当推進委員の報告を求めます。  
1番推進委員。

1 番  
推 進 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号4番につきまして、去る8月25日、申請人のSHさんの代理人・行政書士のOさん、K測量士の立会いのもと、1番農業委員、20番推進委員、私1番推進委員の5名で共同調査を行いましたので、1番推進委員が報告いたします。

譲受人・SHさんは伊佐市大口下殿に居住され、自治会は麓町、年齢は32歳です。譲渡人・ASさんは伊佐市大口元町に居住され、自治会は下元町で、年齢は88歳です。

本申請は売買による所有権移転で、農地区分は第3種農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

申請地は伊佐市大口里字竿境2222番4で、地目は田、地積は345㎡であります。所在地は、大口簡易裁判所から西へ約200mに位置し、東・南・西側は譲渡人の田であり、北側は倉庫に直面していることから、周囲に与える影響はないと思います。資料の26ページの方に記載してありますので、参考にさせていただければと思います。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書が添付されております。なお、法定添付書類とは、全部事項証明書、字図、配置図、資金証明書、土地改良区内の意見書等です。

以上のようなことから当申請は、3名の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして報

		告を終わります。
議	長	<p>1 番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号 4 番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号 4 番は、意見並びに許可が決定しました。</p> <p>整理番号 5 番について、担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>2 0 番推進委員。</p>
2 0 番 推 進 委 員		<p>議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号 5 番につきまして、去る 8 月 25 日行政書士・O さん、K さんの立合いのもと、1 番推進委員、1 番農業委員、私 2 0 番推進委員の 3 名で共同調査をいたしましたので、2 0 番推進委員が報告をいたします。</p> <p>申請人・SH さん、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は 3 2 歳です。</p> <p>渡し人・AS さん、伊佐市大口元町、年齢は 8 8 歳で、下元町に居住されております。</p> <p>申請地は伊佐市大口里字竿境 2 2 2 2 番 3、地目は田、面積は 1 9 1 m<sup>2</sup>、一般住宅として道路の申請であります。周辺は田で、道路の幅は 6 m となっております。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、被害防除計画書及び資金証明書もあります。</p> <p>調査の結果について、3 名の調査員の意見において、適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>2 0 番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、意見並びに許可が決定しました。  整理番号6番について、担当推進委員の報告を求めます。 7番推進委員。
7 番 推 進 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号6番につきまして去る8月25日、申請人の代理人、行政書士・Kさん立会いのもと、2番農業委員、4番農業委員、私7番推進委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番推進委員が報告をいたします。 譲受人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいのKSさんで、自治会は比良自治会であります。譲渡人は、伊佐市大口篠原にお住まいのNTさんで、自治会は陣之尾自治会であります。本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は資材置場です。 申請地は、伊佐市大口篠原字土取947番1、地目は畑、地積は2,837㎡であり、所在地は、大口中央中の東側に位置しており、東側に道路を挟んで住宅、南側に道路を挟んで住宅、北側に住宅、西側・国道を挟んで中学校であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、地籍図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、平面図、委任状が提出されております。調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	7番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  (「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号7番について、担当推進委員の報告を求めます。  
2番推進委員。

2 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号7番につきまして、去る8月25日、申請人の代理・I測量設計事務所のYさん立会いのもと、3番農業委員、18番推進委員、2番推進委員の3名で共同調査をいたしましたので、私2番推進委員が報告いたします。

譲受人・株式会社 Lは、鹿児島市東谷山三丁目の所にあります法人でございます。譲渡人・TMさんは、鹿児島市城山に居住し、年齢は72歳であります。

本申請は、賃借権設定で、農地区分は第3種農地となっており、転用目的は、駐車場であります。

本申請地は、伊佐市大口里字柳古川692番3で、地目は田、地積は228㎡であります。

所在地は、職業安定所の近くにありますローソンの駐車場の隣接地で、南側が道路の他は、ローソンの駐車場に囲まれており、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、案内図、現況字図、土地利用図、土地賃貸契約書、定款、事業計画書、住民票、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、残高証明書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請について3名で協議いたしました結果、適切であると判断をいたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。

議 長 2番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号8番について、担当推進委員の報告を求めます。  
20番推進委員。

20番推進委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号8番につきまして、去る8月25日、行政書士のTさんとMMさんの立会いのもと、1番農業委員、1番推進委員、私20番推進委員の3名で共同調査をしましたので、20番推進委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口里にお住まいのMMさんで、自治会は小水流です。渡し人は市外住民で、申請地は伊佐市大口里字小水流1703番7、地目は畑で、地積は230㎡であり、所在地は住宅西側より2～3mのところであり、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、事業計画書、転用に関する誓約書が添付されております。

調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において、適切であると判断をいたしましたので、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議 長 20番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長

(全員挙手)

全員挙手。  
よって整理番号8番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号9番について、担当推進委員の報告を求めます。  
11番推進委員。

11番  
推進委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号9番について去る8月25日、申請人の代理人・T行政書士の立会いのもと、3番推進委員、11番推進委員、8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私11番推進委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口里にお住まいのUHさんで、自治会は井手原、年齢は28歳です。譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住まいのKHさんで、自治会は並木で、53歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は一般住宅です。申請地は、伊佐市大口大島字本町812番8、外2筆で、地目は畑、地積は3筆合計で558㎡であります。

所在地は、羽月玉泉院より東へ300mくらいに位置しており、南側・通路挟んで住宅、東側は道路を挟んで住宅、北側・住宅、西側は畑であります。西側の畑地とは、ブロックで境界がされており、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、字図、融資証明願、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、住宅の立面図、委任状等が添付されております。なお、本申請は個人住宅で、500㎡を超えての申請になる為、理由書として隣接地に居住している申請人の父親が、以前よりこの畑地の一角を借りて農機具を入れるビニールハウスを設置し利用していて、今後も息子が家を建てても一部を農機具倉庫として利用したい。その為、558㎡での申請となった旨の理由書が添付されております。

調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

11番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号9番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、意見並びに許可が決定しました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請9件のうち、2件の取下げ、許可7件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 非農地証明願について、提案いたします。  
整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。  
12番推進委員。

1 2 番 議案第5号 非農地証明願について、整理番号1番について去る8月  
推 進 委 員 25日、14番農業委員、5番推進委員、12番推進委員の3名で調査  
を行いました。12番推進委員が報告いたします。

申請人・伊佐市菱刈川北に居住されております、S Iさん70歳、自治会は築地下です。

申請地は菱刈川北字中牟田4080番1、同じく中牟田4082番2、地目は田、合計面積は271㎡です。農地区分は農業振興地域外、土地改良事業はありません。

申請理由としましては、平成5年カーショップを経営する為に業務用倉庫・駐車場として使っており、現在も仮設事務所として使用されております。約23年経過しています。周囲の状況は、築地交差点より200mくらい北で国道268号線の西側です。東は国道268号線、西側は田、南は事務所、北側はM牛乳屋です。

非農地となった時期は、平成5年カーショップ経営のためです。現況は埋め地で271㎡。全部事項証明書など揃っております。3名の共同意見といたしまして、許可相当だと思われま。皆様のご審議をよろし

		くお願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	<p>1 2 番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1 番は、非農地証明が決定しました。</p> <p>整理番号2 番について、担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>3 番推進委員。</p>
3 番 推 進 委 員		<p>議案第5号 非農地証明願について、整理番号2 番につきまして去る8月25日、申請人・S T氏の代理人・南九州市川辺町平山の行政書士・T H氏の立会いのもと、8 番農業委員、1 1 番推進委員、私3 番推進委員の3名で共同調査を行いましたので、3 番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人は伊佐市大口針持にお住まいのS Tさんです。土地の所在地は、伊佐市大口曾木字町園8 7 8 番1、地目は畑、地積は2 4 0 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>申請地は、農協曾木支所から国道2 6 7 号線を大口寄りに1 0 0 mあがった所に通称・曾木十字路と呼ばれる四つ角がありますが、その四つ角を西・曾木の滝方向へ1 0 0 mに位置し、周囲の状況は、西が通路を挟んで宅地、東が宅地、北側が宅地、南側が道路を挟んで畑になっており、現況は耕作放棄され荒地となっています。また、耕作できる人手もなく、今後は雑種地として管理していきたいとの事です。3名の調査員で農地として管理していく事は困難であると判断いたしました。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図、現況写真等が添付されております。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議	長	3 番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。

議案第5号 非農地証明願は、2件の申請のうち、2件の許可が決定しました。

その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終34ページをご覧ください。8月の月例報告をします。  
去る5日、8月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方でありました。それから去る25日現地調査が市内一斉にありました。本日・30日が第6回農業委員会の総会です。

9月の行事予定ですが、5日が9月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方であります。23日が現地調査です。29日が第7回の農業委員会の総会ということになります。

月例報告は以上です。

これで、平成28年度 第6回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前11時18分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員 ..... 1 1 番委員

伊佐市農業委員 ..... 1 2 番委員